

# 処 分 基 準

B-r-8

令和4年5月25日作成

法 令 名： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

根 拠 条 項： 第22条第1項

処 分 の 概 要： 自動車運転代行業に対する指示

原権者(委任先)： 愛知県公安委員会

法 令 の 定 め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第1項  
(指示)

処 分 基 準： 別紙のとおり

問 い 合 わ せ 先： 愛知県警察本部交通指導課指導企画係  
電話 (052) 951-1611 内線 5124

備 考：